

随意契約結果(物品等)

第1四半期分

| No. | 案件名称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|-------------------------|--------|------------------|--------------|-------|--------|--|-----|
| 1 | プロパンガス(津守工塲所分室)買入(単価契約) | 34高压ガス | 尾崎商店 | 1,737,637 | 4月1日 | 6号 | ガス供給設備の所有者である相手と契約することで、期間の短縮・経費の節減が確保できるため | — |
| 2 | 行政手続法追録ほか13点概算買入 | 51図書 | (株)ぎょうせい | 1,743,379 | 4月1日 | 2号 | G 8 | — |
| 3 | 駐車場共通回数券ほか1点印刷 | 08特殊印刷 | アマノ株式会社 | 1,582,350 | 5月31日 | 2号 | G 3 | — |
| 4 | 令和3年度 舞洲スラッジセンター空調和機修繕 | 設備修繕 | ヤンマーエネルギーシステム(株) | 1,023,000 | 6月3日 | 2号 | G 3 | — |
| 5 | 長居公園事務所電動車庫シャッター修繕(緊急) | 設備修繕 | 東洋シャッター(株) | 1,815,000 | 6月4日 | 5号 | G 2 3 | — |
| 6 | 令和3年度状態監視装置修繕 | 設備修繕 | (株)コムプランニング | 1,826,000 | 6月25日 | 2号 | G 3 | — |
| 7 | 道頓堀川水門クレーン修繕(緊急) | 設備修繕 | (株)豊国昭和起重機製作所 | 1,773,200 | 6月30日 | 2号及び5号 | G 3 及び G 2 3 | — |

随意契約理由書

1 契約名称

プロパンガス（津守工営所分室）買入（単価契約）

2 契約の相手方

尾寄商店 尾寄 正壽

3 随意契約理由

本件は、津守工営所分室の浴室及び給湯室の給湯器の燃料として使用するプロパンガスの買入である。

プロパンガスの供給にあたっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、ガス供給者が、自動切替調整器等の供給設備を設置することになる。

しかし、入札等によりガス供給者が変更になると、当該設備の撤去・新設費用等の経費が生じることとなり、費用対効果が見込めないものである。

以上のことから、津守工営所分室の供給設備の当初設置者である上記業者と契約することが合理的かつ経済的であるため、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 管理課

2

随意契約理由書

1 案件名称 行政手続法追録ほか13点 概算買入

2 契約相手方 株式会社ぎょうせい
〒136-8575
東京都江東区新木場1-18-11
(03) 6892-6666

3 随意契約理由

今回購入する図書は、すでに購入している図書の追録分であり、事務参考用に使用するものであるが、出版元である上記業者が、唯一の販売業者であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記契約相手方との随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局総務部総務課

3

随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか1点印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路部 調整課

随意契約理由書

1 修繕名称

令和3年度 舞洲スラッジセンター空気調和機修繕

2 契約相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する空気調和機は、舞洲スラッジセンターの3階クレーン操作室系統外の部屋を冷却する設備であるが、空気調和機の構成部品であるエンジン等が長時間の使用により損傷し、運転に支障を来し、適切な室温調整及び空気循環を行うことができないことから修繕する必要がある。

本設備は、ヤンマーエネルギーシステム株式会社が設計製作したもので、構成部品の取替及び試運転調整には、同社のみが保有する取替調整の技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

随意契約理由書

1 修繕名称

長居公園事務所車庫電動シャッター修繕（緊急）

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 随意契約理由

本件は、長居公園事務所の業務用車両を保管している車庫の電動シャッターを修繕するものである。

今回修繕する電動シャッター設備は、当事務所詰所の建築付帯設備であるが、巻取機の不具合によりシャッターが完全に巻き上がらず、天井のシャッター収納部に収納できない状況になっている。

当該車庫は業務用車両の保管場所として使用しており、シャッターの開閉が出来ない状態では車両の入出庫および保管について重大な支障をきたすため、至急修繕を行う必要がある。

なお、本設備は、東洋シャッター株式会社が設計製作したもので、修繕には独自の技術を必要とする。また、取替え部品も他社で製作しておらず、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

5 担当部署

長居公園事務所

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和3年度状態監視装置修繕

2 契約相手方

(株) コムプランニング

3 随意契約理由

今回修繕するATC庁舎および各工営所に設置された状態監視装置は、市内一円の道路排水ポンプ場および道路情報板等施設の状態監視を行う設備であるが、故障及び機能が低下している構成部品があることが判明し、常時監視が行えるよう設備を維持する必要があるため、修繕を行うものである。

本設備は、(株)コムプランニングが設計製作したもので、取換部品も他社では製造していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門クレーン修繕（緊急）

2 契約の相手方

（株）豊国昭和起重機製作所

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、東横堀川水門との連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」、潮の干満によって変動する河川水位を制御することで大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、水門の前後で水位差がある場合に水門内で水位を一定に保ち船舶の安全な航行を可能とする「閘門機能」を備えた水門施設である。

今般、「令和3年度道頓堀川水門外2クレーン点検業務委託」により、道頓堀川水門に設置しているクレーンの点検を実施したところ、クレーンの昇降動作不良が判明した。

当該クレーンは、道頓堀川水門に設置されている排水ポンプの点検及び機能復旧を行う際、ポンプを水中より引き上げるために設置されている。現状のままでは、「治水機能」「閘門機能」を維持する排水ポンプの故障時に緊急点検が行えない状態であり、適切な水門・河川管理ができないことから早急に修繕を実施する必要がある。

なお、（株）豊国昭和起重機製作所は、上記業務委託を受注しており、現場状況を把握し、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能で、かつ、施工に必要な入札参加資格を有しており、改めて受注者を選定することと比較し経済的に合理的であり工期の短縮を図ることが出来る。以上の理由により上記業者に随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号及び6号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）